

## 新型コロナウイルスの影響を被った法人向け税制優遇の期間延長

今回はコロナ禍の状況における法人向け税制優遇の内容について解説させていただきます。

2020年に入り、新型コロナウイルスの流行により経済に深刻な影響が及ぶとの懸念から、新型コロナウイルスの影響を被った法人向け税制優遇措置として2020年3月21日に財務大臣規則2020年第23号(PMK23)が公布され、その後2020年度内に3度の改正があり、2020年12月度までの時限措置とされていました。その後2021年2月に入り、財務大臣規則2021年第9号(PMK9)が公布され、当該税制優遇について2021年6月度まで期限が延長されることとなりました。

ここで改めて優遇税制の内容について解説させていただきます。この制度は、給与源泉税(PPh21)、輸入前払法人税(PPh22)、法人所得税の予定納付(PPh25)、付加価値税(VAT)、年間売上高48億ルピア以下の場合の売上高に対する0.5%のFinal Tax(PP23)及び特定の建設プロジェクトに関連するFinal Taxについて、2021年6月度まで時限的に減免等の優遇を受けられる制度となります。PMK9に規定されている、優遇を受けるための条件及び優遇内容を簡単にまとめたものが以下の表になります。

項目	PPh21	PPh22	PPh25	VAT	PP23	建設Final Tax
対象業種	1. 1189分野 2. KITE 3. 保稅ライセンス	1. 730分野 2. KITE 3. 保稅ライセンス	1. 1018分野 2. KITE 3. 保稅ライセンス	1. 725分野 2. KITE 3. 保稅ライセンス	政令2018年23号 に規定の納稅者	灌漑水利用促進 プログラムに關 連する納稅者
優遇内容	免税(年収2億ルビ ア以下の従業員が 対象)	免税	50%減額	50億ルピアまでの 過払について事前 還付	1. PP23に定める Final Taxの免税 2. PPh22の免 税 3. PPh21の免 税	建設サービス収 入に対するFinal Taxの免税
申請	<b>2020年度に優遇 を受けた場合も PMK9に基づき再 申請が必要</b>	<b>2020年度に優遇を受 けた場合もPMK9に基 づき再申請が必要</b>	<b>2020年度に優遇 を受けた場合も PMK9に基づき再 申請が必要</b>	事前還付の申請を 行う	PP23に基づく証明 書の取得、提出を もって適用可	PMK9の対象とな る建設Final Tax である旨明記され た納稅証明又は Billing codeを 使用
対象期間	申請から2021年6 月度まで	免除証明書発行日から 2021年6月30日まで	申請から2021年6 月度まで	2021年6月度まで	2021年6月度まで	2021年6月度ま で
報告義務	実施報告を納稅月 の翌月20日までに 提出	実施報告を納稅月の翌 月20日までに提出	実施報告を納稅月 の翌月20日までに 提出	—	実施報告を納稅月 の翌月20日までに 提出	実施報告を納稅月 の翌月20日ま でに提出

注意点としては、PPh21、PPh22、PPh25の税制優遇について、既に2020年度に申請を行い、上表にある税制優遇を受けていたとしても、PMK9に基づき改めて申請が必要となる点です。

優遇対象となる業種に該当するかは2019年度の税務申告書に記載した業種コードにより判定されます。そのため、今後業種コードを変更し、申請することは認められないと解釈されます。優遇を受けるための申請は税務総局のウェブサイトよりオンラインで行います。また、税制優遇の適用を受けた場合、事後的に実施報告を行う必要があります。この実施報告もオンラインで行うこととなります。

各税制優遇が日系企業に与える影響、メリットは以下のように考えられます。

- PPh21：税務署へ納付していたPPh21を従業員に支払うことになるため、企業負担額は変わらないが、実質的に従業員の救済措置となります。
- PPh22：輸入が多く、かつ課税所得が十分に出ないことが予想される企業にとっては、支出を抑えることができ、かつ期末時の過払税金を抑えることができます。
- PPh25：2019年度の確定申告で未払税金を納付した企業及び2020年度にも未払税金が発生する見込みの企業は、毎月支払うPPh25を減額することにより、2020年度、2021年度の期末時点での過払となるリスクを軽減することが



できます。

- VAT：税務調査を受けずに還付を受けられるメリットはありますが、事後に税務調査を受け、追徴を受けた場合のペナルティがある点に留意が必要と考えられます。

各税制優遇を利用できる業種のリストは PMK9 の付表に記載があります。基準の原文及びその他改正情報等につきましては税務総局のウェブサイトよりご確認ください (<https://www.pajak.go.id/covid19>)。現時点でもコロナ禍の影響は続いており、今後も追加の税制優遇措置が公表される可能性がありますので、引き続き税務総局からの発表に注目したいと思います。

本件に関するご質問又はご相談(会計監査、各種コンサルティング)等がございましたら、お気軽に Crowe Indonesia ジャパンデスクまでお問い合わせください。

三好博文

ジャパンデスク パートナー

[hirofumi.miyoshi@crowe.id](mailto:hirofumi.miyoshi@crowe.id)

三好久恵

ジャパンデスク マネージャー

[hisae.miyoshi@crowe.id](mailto:hisae.miyoshi@crowe.id)